

月報 平成28年 4月号

# しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

## 2月の動き

### ☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は167人で、前年同月比で0.6%減少となり、前月比でも6.2%の減少となった。
- ・月間有効求職者数は778人で、前年同月比で2.3%の減少となった。

### ☆ 求人の動き

- ・新規求人数は236人で、前年同月比で一般求人が45.3%減、パート求人は13.6%減となり、全体として36.6%の減少となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して、建設業、製造業、飲食店・宿泊業などで大幅な減少となった。
- ・月間有効求人数は785人で、前年同月比で13.2%の減少となった。

### ☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数、有効求人数ともに減少し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.13ポイント低い1.01倍となった。
- なお、パートを除く一般の有効求人倍率は0.97倍、パートの有効求人倍率は1.11倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が  
下記のホームページアドレスにて  
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成28年2月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	167	▲ 6.2	▲ 0.6	
	うち男	82	▲ 10.9	0.0	
	うち女	84	▲ 2.3	▲ 2.3	
	年齢別	～44歳	85	▲ 5.6	▲ 17.5
		45～54歳	33	13.8	10.0
		55歳～	49	▲ 16.9	40.0
	月間有効求職者数	778	5.4	▲ 2.3	
	うち男	416	4.0	1.7	
	うち女	361	6.8	▲ 6.5	
	年齢別	～44歳	367	▲ 1.1	▲ 8.0
45～54歳		134	12.6	▲ 10.1	
55歳～		277	11.7	11.7	
求 人 関 係	新規求人数	236	▲ 21.1	▲ 36.6	
	主要産業別	建設業	39	▲ 7.1	▲ 33.9
		製造業	34	▲ 42.4	▲ 30.6
		卸売・小売業	31	14.8	3.3
		飲食店・宿泊業	25	▲ 46.8	▲ 80.5
		医療・福祉	39	▲ 47.3	▲ 23.5
月間有効求人数	785	0.4	▲ 13.2		
就 職 関 係	紹介件数	256	28.0	▲ 11.7	
	うち男	125	14.7	▲ 21.9	
	うち女	129	41.8	▲ 0.8	
	就職件数	71	34.0	▲ 11.3	
	うち男	33	37.5	▲ 10.8	
	うち女	38	31.0	▲ 11.6	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

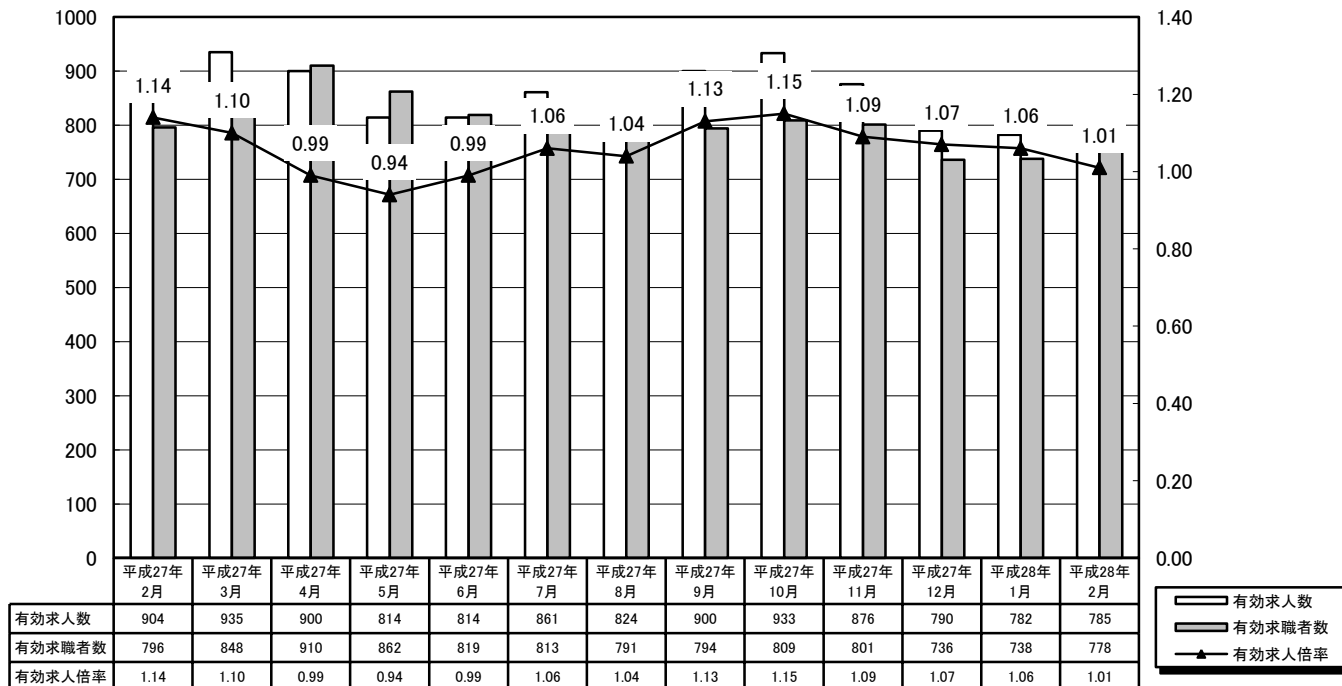
雇用保険取扱状況 平成28年2月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	795	791	780	
	資 格 取 得 者 数	66	91	102	
	資 格 喪 失 者 数	92	152	105	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,156	11,183	10,892	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	33	45	34
		受給者実人員	161	147	163
		支給金額(千円)	15,331	16,335	16,493
	高齢	受給者数	5	5	2
		支給金額(千円)	1,169	1,067	466
	特例	受給者数	13	13	13
		支給金額(千円)	2,076	2,270	2,237
	再就職 手 当	支給人員	20	18	10
		支給金額(千円)	6,064	4,383	2,820

## 労働市場の動き（平成28年2月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



## 事業主のみなさま、再度ご確認を！！

### ～雇用保険の資格取得について～

雇用保険の適用要件は、

- ①『31日以上の雇用見込みがあること』
- ②『1週間の所定労働時間が20時間以上であること』

この要件に該当する労働者を雇い入れた場合は、雇い入れた日の属する月の翌月10日までに、雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

・・・注1

また、①・②の要件を満たしている場合、パート・アルバイト・試用期間・見習等の名称を問わず、雇い入れた日が雇用保険の資格取得日になります。

・・・注2

以上について再度ご確認いただき、適正な手続きをお願いします。

注1：この期限を過ぎてしまったからの手続きの場合、雇用契約書等の雇い入れが確認できる書類の添付が必要となります。

注2：試用期間経過後の加入ではなく、あくまでも雇い入れた日からの加入です。

詳しくは、ハローワーク白石（TEL0224-25-3107）へお問い合わせください。

(事業主の方へ)

# 平成28年度の雇用保険料率

－ 雇用保険料率が引き下がります －

- ◆「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日に国会で成立しました。このため、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率は、以下の表のとおり引き下がります。
- ◆平成28年度の失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担とも1/1000ずつ引き下がります。
- ◆併せて、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、0.5/1000引き下がります。

## [平成28年度の雇用保険料率]

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	① + ② 雇用保険料率		
			失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	<b>4/1000</b>	<b>7/1000</b>	4/1000	3/1000	<b>11/1000</b>
(27年度)	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	<b>5/1000</b>	<b>8/1000</b>	5/1000	3/1000	<b>13/1000</b>
(27年度)	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	<b>5/1000</b>	<b>9/1000</b>	5/1000	4/1000	<b>14/1000</b>
(27年度)	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

※枠内の下段は平成27年度の雇用保険料率

